

子どもの安全なネット利用のために ～ネット・スマホの付き合い方を考えてみましょう～

子育て
+プラス

vol. 27

スマートフォンなどのインターネット利用が急速に拡大する一方、その利用はさまざまな危険との隣り合わせです。どのような危険があるかご存じですか？



トラブル事例は一例です。事例の詳細、対応方法についてはこちら

事例1 グループトークでの友人トラブル

事例2 自画撮り写真の交換に端を発した脅迫被害

事例3 オンラインゲームをめぐるさまざまなトラブル など

インターネット
トラブル事例集
(総務省)



子どもを守るために保護者ができること ～保護者がおさえておきたいポイント～

1 家庭のルールづくり

子どもと保護者が意見を出し合い、お互いが尊重できる家庭のルールを作ることが重要です。ルールで縛るのではなく、なぜそのルールが必要なのかを話し合しましょう。

2 フィルタリングの活用

フィルタリングは、有害サイトなどの利用を制限できるサービスです。子どもの成長に合わせてカスタマイズできます。購入店などに相談しましょう。



3 利用状況の把握

子どものインターネット利用状況を把握することは保護者の義務です。利用時間や課金の制限などができるアプリなどを活用し、適切な利用管理をしましょう。

4 相談しやすい環境づくり

インターネットのトラブルは、子どもが一人で悩んでいる場合が多くあります。専門の相談機関を把握しておくとともに、家庭で話し合える環境を作りましょう。



見直してみましょう！
青少年のインターネット
利用

奈良県青少年・社会活動推進課 ☎0742-27-8608 FAX 0742-27-9574

だまされたと思ったらまず相談を！ 一人で悩まずに、ご相談ください。



奈良
くらし
手帳
vol.70

「災いが起こる」と言われて不安になって…開運商法のトラブル!(事例)

雑誌の広告を見て9,000円の開運ブレスレットを購入した。後日、その業者から電話があり「名前を書いてこちらに送れば霊能者が運勢をみる」と言われ送ってみた。すると「先祖の供養をしたほうがよい。しないと親や子どもに災いが降りかかる。」などと言われ、祈とう料として50万円を振り込んでしまった。その後も300万円を振り込むよう要求された。あまりに高額な請求におかしいのではないかと思い始めた。



● あなたの身を守るためのアドバイス ●

- ◆お金を多く払うことで運が開けたり幸せになったりするわけではないことを理解し、不安をおおるようなことを言われてもきっぱり断りましょう。
- ◆電話で勧誘されて契約した祈とうサービスや商品などについては、クーリング・オフなどができることがあります。



少しでも疑問や不安を感じた場合は、
消費者ホットラインにお電話を!

消費者ホットライン

局番なし いやや!
☎188



奈良県消費生活センター ☎0742-36-0931 FAX 0742-32-2686
奈良県消費生活センター 中南和相談所 ☎0745-22-0931 FAX 0745-22-4999
www3.pref.nara.jp/syouhiseikatsucenter